

60	山梨県	都留	1	2	山梨県弁護士会東部・富士五湖法律相談センター・月2回	H9.4	開設済
61	長野県	長野本庁	45	46	長野県弁護士会長野法律相談センター	H10.4.1	開設済
62	長野県	諏訪	17	17	長野県弁護士会諏訪法律相談センター(事務所待機型)	H13.9.1	開設済
63	長野県	飯田	8	8			
64	長野県	伊那	7	7			
65	長野県	上田	10	11	長野県弁護士会上田法律相談センター(事務所待機型)	H13.10.1	開設済
66	長野県	佐久	4	4	長野県弁護士会佐久法律相談センター	H13.10.1	開設済
67	長野県	松本	22	22	長野県弁護士会松本法律相談センター		開設済
68	長野県	松本	22	22	長野県弁護士会大町法律相談センター・月2回		開設済
69	新潟県	新潟本庁	101	101	新潟県弁護士会法律相談センター新潟相談所	S57	開設済
70	新潟県	新潟本庁	101	101	新潟県弁護士会法律相談センター新潟古町相談所	H9.5	開設済
71	新潟県	三条	4	4	新潟県弁護士会法律相談センター三条相談所	S57	開設済
72	新潟県	新発田	1	1	(新潟県弁護士会法律相談センター村上相談所・月1回)	H9.4.1	開設済
73	新潟県	長岡	16	17	新潟県弁護士会法律相談センター長岡相談所	S57	開設済
74	新潟県	高田	4	4	(新潟県弁護士会法律相談センター上越相談所・月2回)	S57	開設済
75	新潟県	佐渡	2	2	(新潟県弁護士会法律相談センター両津相談所)	H11.9.1	開設済
76	新潟県	佐渡	2	2	(新潟県弁護士会法律相談センター佐和田相談所)	H11.9.1	開設済
77	大阪	大阪本庁	2600	2674	大阪弁護士会総合法律相談センター		開設済
78	大阪	大阪本庁	2600	2674	大阪弁護士会なんば法律相談センター	H13.9.25	開設済
79	大阪	堺	37	39			
80	大阪	岸和田	17	17	大阪弁護士会岸和田法律相談センター	H12.10.1	開設済
81	京都	京都本庁	331	353	京都弁護士会法律相談センター	S56	開設済
82	京都	京都本庁	331	353	京都弁護士会法律相談センター近鉄相談所(土日なんでも)	H11.9	開設済
83	京都	京都本庁	331	353	京都弁護士会会館外クレジット・サブ金相談所	H12.12	開設済
84	京都	京都本庁	331	353	京都弁護士会南部法律相談センター(京田部相談所/木津村)	H13.4.1	開設済
85	京都	園部	0	0	京都弁護士会船井・北桑(園部)法律相談センター	H12.7.6	開設済
86	京都	宮津	0	1	京都弁護士会丹後法律相談センター(峰山相談所/宮津相談)	H11.4.1	開設済
87	京都	宮津	0	1	☆宮津ひまわり基金法律事務所	H14.10.1	開設済
88	京都	舞鶴	4	4			
89	京都	福知山	3	3			
90	兵庫県	神戸本庁	305	310	兵庫県弁護士会総合法律センター 神戸相談所	S63	開設済
91	兵庫県	伊丹	14	14			
92	兵庫県	尼崎	38	41	兵庫県弁護士会総合法律相談センター尼崎相談所	H14.9.2	開設済
93	兵庫県	明石	12	12			
94	兵庫県	柏原	1	1	兵庫県弁護士会総合法律センター丹波相談所	H11.4.1	開設済
95	兵庫県	姫路	44	48	兵庫県弁護士会総合法律センター西播磨相談所	H12.4.1	開設済
96	兵庫県	社	1	1	兵庫県弁護士会総合法律センター北播磨相談所	H11.4.1	開設済
97	兵庫県	龍野	1	1	兵庫県弁護士会総合法律相談センター山崎相談所	H14.4.16	開設済
98	兵庫県	豊岡	6	7			
99	兵庫県	洲本	3	3			
100	奈良	奈良本庁	64	66	奈良弁護士会総合法律相談センター	S63	開設済
101	奈良	葛城	18	19			
102	奈良	五條	0	0	奈良弁護士会南和法律相談センター	H8.10.1	開設済
103	滋賀	大津本庁	35	36	滋賀弁護士会法律相談センター	H11.3.1	開設済
104	滋賀	大津本庁	35	36	滋賀弁護士会法律相談センター高島相談所・月1回	H11.3.1	開設済
105	滋賀	大津本庁	35	36	(待機型法律相談)		
106	滋賀	彦根	11	12	(月3回法律事務所持ち回りで相談を実施)		
107	滋賀	長浜	1	1	滋賀弁護士会法律相談センター木之本相談所	H13.4.1	開設済
108	和歌山	和歌山本庁	60	60	和歌山弁護士会法律相談センター	H3.4.1	開設済
109	和歌山	田辺	7	8			
110	和歌山	御坊	0	0	御坊日高常設法律相談所	H11.9.1	開設済
111	和歌山	新宮	2	2	和歌山弁護士会紀南法律相談センター	H14.9.13	開設済
112	名古屋	名古屋本庁	779	800	名古屋弁護士会栄法律相談センター	H5.6.5	開設済
113	名古屋	名古屋本庁	779	800	名古屋弁護士会津島・海部法律相談センター	H12.5.18	開設済
114	名古屋	一宮	13	12	名古屋弁護士会一宮法律相談センター・月2回	H11.4.22	開設済
115	名古屋	一宮	13	12	名古屋弁護士会尾北法律相談センター	H11.4.21	開設済
116	名古屋	半田	6	6	名古屋弁護士会半田法律相談センター	H10.5.14	開設済
117	名古屋	岡崎	39	40	名古屋弁護士会岡崎法律相談センター	H10.5.11	開設済
118	名古屋	豊橋	31	33	名古屋弁護士会豊橋法律相談センター	H11.4.1	開設済
119	三重	津本庁	36	34	三重弁護士会法律相談センター	S62	開設済
120	三重	四日市	27	27	三重弁護士会法律相談センター四日市相談所	S62	開設済
121	三重	松阪	4	4			検討中
122	三重	上野	3	3	三重弁護士会名張法律相談センター	H10.11	開設済
123	三重	伊勢	3	3	法律相談センター(名称未定)	H14年度中	開設予定
124	三重	熊野	1	2	三重弁護士会熊野法律相談センター	H12.4.1	開設済

125	三重	熊野	1	2	☆熊野ひまわり基金法律事務所	H14.6.10	開設済
126	岐阜県	岐阜本庁	68	71	岐阜県弁護士会法律相談センター	H5	開設済
127	岐阜県	岐阜本庁	68	71	岐阜県弁護士会八幡法律相談センター	H11.10.7	開設済
128	岐阜県	大垣	7	8	岐阜県弁護士会大垣法律相談センター	H14.1.10	開設済
129	岐阜県	多治見	7	7	岐阜県弁護士会中津川法律相談センター	H12.12.	開設済
130	岐阜県	御嵩	1	1	岐阜県弁護士会みのかも法律相談センター	H10.10.8	開設済
131	岐阜県	高山	4	4	岐阜県弁護士会高山法律相談センター	H14.3.5	開設済
132	福井	福井本庁	39	40	福井弁護士会法律相談センター	H10.4.1	開設済
133	福井	武生	1	1	福井弁護士会丹南法律相談センター	H13.10.1	開設済
134	福井	敦賀	2	2	福井弁護士会嶺南法律相談センター	H12.4.1	開設済
135	福井	敦賀	2	2	☆小浜ひまわり基金法律事務所		開設予定
136	金沢	金沢本庁	77	79	金沢弁護士会法律相談センター	H10.4.17	開設済
137	金沢	小松	4	5	金沢弁護士会南加賀法律相談センター	H13.12.6	開設済
138	金沢	七尾	2	2	金沢弁護士会七尾法律相談センター	H14.3.28	開設済
139	金沢	輪島	0	0	金沢弁護士会能登法律相談センター	H12.6.29	開設済
140	富山県	富山本庁	36	38	富山県弁護士会総合法律センター	S63.2	開設済
141	富山県	魚津	1	1	富山県弁護士会総合法律相談センター魚津支部	H12.4.1	開設済
142	富山県	高岡	13	11	富山県弁護士会総合法律相談センター高岡支部		検討中
143	広島	広島本庁	224	229	広島弁護士会紙屋町法律相談センター	S60	開設済
144	広島	広島本庁	224	229	広島弁護士会ひがし広島法律相談センター	H14.3.26	開設済
145	広島	呉	8	8			
146	広島	尾道	6	6			
147	広島	福山	33	33	広島弁護士会法律相談センター福山	H12.4	開設済
148	広島	三次	2	2	広島弁護士会備北法律相談センター	H10.3	開設済
149	山口県	山口本庁	24	25	山口県弁護士会法律相談センター	H8.4.1	開設済
150	山口県	徳山	15	15	山口県弁護士会徳山法律相談センター	H10.4	開設済
151	山口県	萩	1	1	萩法律相談センター	H10.3.9	開設済
152	山口県	岩国	7	7	山口県弁護士会岩国法律相談センター	H9.12	開設済
153	山口県	下関	21	22	山口県弁護士会下関法律相談センター	H10.4	開設済
154	山口県	宇部	7	7	山口県弁護士会宇部法律相談センター	H10.9	開設済
155	岡山	岡山本庁	159	159	岡山弁護士会法律相談センター	S56	開設済
156	岡山	岡山本庁	159	159	岡山弁護士会東備法律相談センター	H8.3.6	開設済
157	岡山	岡山本庁	159	159	岡山弁護士会高梁法律相談センター	H10.7	開設済
158	岡山	倉敷	10	11	岡山弁護士会井笠法律相談センター	H7.3	開設済
159	岡山	倉敷	10	11	岡山弁護士会倉敷法律相談センター	H14.4	開設済
160	岡山	新見	0	0	岡山弁護士会阿新法律相談センター	H9.7.7	開設済
161	岡山	津山	5	5	岡山弁護士会勝英法律相談センター	H11.7.9	開設済
162	岡山	津山	5	5	岡山弁護士会津山法律相談センター	H12.9.5	開設済
163	鳥取県	鳥取本庁	10	10	法律相談センター鳥取	H11.2.20	開設済
164	鳥取県	倉吉	3	3	法律相談センター倉吉	H14.8.30	開設済
165	鳥取県	倉吉	3	3	☆倉吉ひまわり基金法律事務所		開設予定
166	鳥取県	米子	12	12	法律相談センター米子	H11.4.8	開設済
167	島根県	松江本庁	15	15	松江法律相談センター	H12.5.9	開設済
168	島根県	出雲	4	5	出雲法律相談センター	H10.4	開設済
169	島根県	出雲	4	5	(石見法律相談センターの大田会場・隔月1回)	H11.9	
170	島根県	浜田	2	2	石見法律相談センター(浜田会場)	H7.9.1	開設済
171	島根県	浜田	2	2	☆石見ひまわり基金法律事務所		開設済
172	島根県	益田	1	1	石見法律相談センター(益田会場・月2回)	H12.6.12	開設済
173	島根県	西郷	0	0	隠岐法律相談センター	H13.4	開設済
174	福岡県	福岡本庁	450	463	福岡県弁護士会天神弁護士センター	S60	開設済
175	福岡県	福岡本庁	450	463	福岡県弁護士会甘木法律相談センター	H10.10	開設済
176	福岡県	福岡本庁	450	463	福岡県弁護士会いとしま弁護士センター	H12.11.7	開設済
177	福岡県	福岡本庁	450	463	福岡県弁護士会むなかた弁護士センター	H12.11.11	開設済
178	福岡県	飯塚	8	8	福岡県弁護士会飯塚法律相談センター	H5	開設済
179	福岡県	直方	2	3	福岡県弁護士会直方法律相談センター	H12.3.1	開設済
180	福岡県	久留米	40	42	福岡県弁護士会久留米法律相談センター	H4	開設済
181	福岡県	柳川	2	2	福岡県弁護士会柳川法律相談センター	H13.11	開設済
182	福岡県	大牟田	6	7	福岡県弁護士会大牟田法律相談センター	H14	開設済
183	福岡県	八女	0	0	福岡県弁護士会八女法律相談センター	H10.12.1	開設済
184	福岡県	小倉	101	99	福岡県弁護士会北九州法律相談センター	S60	開設済
185	福岡県	行橋	3	3	福岡県弁護士会豊前法律相談センター・月1回	H11.7	開設済
186	福岡県	行橋	3	3	福岡県弁護士会行橋法律相談センター・週1回	H14.2.6	開設済
187	福岡県	田川	1	1	福岡県弁護士会田川弁護士センター	H12.3.1	開設済
188	佐賀県	佐賀本庁	32	30	佐賀県弁護士会有料法律相談センター	H9.7.1	開設済
189	佐賀県	佐賀本庁	32	30	鳥栖有料法律相談センター・月2回	H9.4	開設済

190	佐賀県	武雄	3	3	武雄有料法律相談センター・月2回	H9.5	開設済
191	佐賀県	唐津	5	5	唐津有料法律相談センター・月2回	H9.7	開設済
192	長崎県	長崎本庁	48	52	長崎県弁護士会法律相談センター	H1.7	開設済
193	長崎県	大村	5	5			
194	長崎県	島原	0	0	☆島原ひまわり基金法律事務所	H15.2	開設予定
195	長崎県	島原	0	0	しまばら法律相談センター	H14.4.5	開設済
196	長崎県	佐世保	13	13	長崎県弁護士会佐世保法律相談センター	H2.3	開設済
197	長崎県	平戸	0	0	☆平戸ひまわり基金法律事務所	H15.3下旬	開設予定
198	長崎県	平戸	0	0	ひらど法律相談センター	H14.4.12	開設済
199	長崎県	壱岐	0	0	☆ひまわり基金・九弁連壱岐弁護士センター	H13.11.15	開設済
200	長崎県	福江	1	1	五島法律相談センター	H10.4.2	開設済
201	長崎県	福江	1	1	☆五島ひまわり基金法律事務所		開設済
202	長崎県	厳原	0	0	☆ひまわり基金・九弁連対馬弁護士センター	H12.4.3	開設済
203	大分県	大分本庁	54	55	大分県弁護士会法律相談センター	H4	開設済
204	大分県	杵築	0	0	大分県弁護士会杵築・国東・速見法律相談センター	H12.1	開設済
205	大分県	佐伯	1	1	大分県弁護士会佐伯法律相談センター	H14.5.22	開設済
206	大分県	竹田	1	1	大分県弁護士会竹田法律相談センター・月2回	H13.5.29	開設済
207	大分県	中津	8	8			
208	大分県	日田	3	3			
209	熊本県	熊本本庁	105	105	熊本県弁護士会法律相談センター	H8.4	開設済
210	熊本県	玉名	1	1	荒尾・玉名地区法律相談センター	H13.3.26	開設済
211	熊本県	山鹿	0	0	山鹿・菊池地区法律相談センター	H13.3.6	開設済
212	熊本県	宮地	0	0	阿蘇郡法律相談センター	H12.10.6	開設済
213	熊本県	八代	6	5	熊本県弁護士会県南・八代法律相談センター	H11.7.8	開設済
214	熊本県	人吉	0	1	人吉・球磨法律相談センター	H12.10.6	開設済
215	熊本県	人吉	0	1	☆人吉・球磨ひまわり基金法律事務所	H14.4.1	開設済
216	熊本県	天草	1	1	熊本県弁護士会天草法律相談センター	H8.10	開設済
217	鹿児島県	鹿児島本庁	76	79	鹿児島県弁護士会法律相談センター	H10.4	開設済
218	鹿児島県	名瀬	2	2	(奄美法律相談センター・自治体と共催・月2回派遣相談・月	H11.10	開設済
219	鹿児島県	加治木	1	0	(国分法律相談センター・自治体後援・月2回・うち1回無料)	H12.6.29	開設済
220	鹿児島県	知覧	0	0			検討中
221	鹿児島県	川内	1	1	川内法律相談センター・月1回	H12.10.1	開設済
222	鹿児島県	鹿屋	1	1	鹿屋法律相談センター・月1回	H13.5.10	開設済
223	宮崎県	宮崎本庁	41	47	宮崎県弁護士会法律相談センター	H3	開設済
224	宮崎県	日南	0	1	(宮崎県日南地区法律相談センター・月3回・無料)	H11.4.1	開設済
225	宮崎県	日南	0	1	☆日南ひまわり基金法律事務所	H14.8.1	開設済
226	宮崎県	都城	5	5			
227	宮崎県	延岡	5	5			
228	沖縄県	那覇本庁	152	148	沖縄弁護士会法律相談センター	H3.3	開設済
229	沖縄県	沖縄	21	21	沖縄弁護士会法律相談センター沖縄支部	H8.3	開設済
230	沖縄県	名護	5	5	名護有料法律相談センター	H14.3.5	開設済
231	沖縄県	平良	3	3	☆平良ひまわり基金法律事務所		開設予定
232	沖縄県	石垣	3	3	石垣法律相談センター	H11.4.1	開設済
233	沖縄県	石垣	3	3	☆石垣ひまわり基金法律事務所	H13.4.1	開設済
234	仙台市	仙台本庁	208	213	仙台弁護士会法律相談センター	S63.3.1	開設済
235	仙台市	大河原	1	2	仙台弁護士会県南法律相談センター	H10.4.2	開設済
236	仙台市	古川	3	3	仙台弁護士会古川法律相談センター・週1回	H13.12.15	開設済
237	仙台市	石巻	5	5	仙台弁護士会石巻法律相談センター	H14.12.10	開設済
238	仙台市	登米	0	0	仙台弁護士会登米法律相談センター	H8.4.1	開設済
239	仙台市	気仙沼	2	2	三陸海岸法律相談センター	H13.11.7	開設済
240	福島県	福島本庁	30	31	福島県弁護士会福島支部(事務所持機型)	H10.3	開設済
241	福島県	相馬	3	3	福島県弁護士会相馬支部(事務所持機型)		検討中
242	福島県	郡山	31	29	福島県弁護士会郡山法律相談センター	H10.4	開設済
243	福島県	白河	4	4	福島県弁護士会白河支部(事務所持機型)	H10.5	開設済
244	福島県	会津若松	7	7	福島県弁護士会会津若松支部(事務所持機型)	H10.4	開設済
245	福島県	いわき	13	13	福島県弁護士会いわき支部(事務所持機型)	H10.8.1	開設済
246	山形県	山形本庁	35	35	山形県弁護士会法律相談センター	H1.1	開設済
247	山形県	新庄	3	3	山形県弁護士会新庄法律相談センター	H10.12.2	開設済
248	山形県	米沢	2	2	山形県弁護士会米沢法律相談センター	H11.11.2	開設済
249	山形県	鶴岡	6	6	山形県弁護士会鶴岡法律相談センター	H9.2.7	開設済
250	山形県	酒田	6	6	山形県弁護士会酒田法律相談センター	H11.4.2	開設済
251	岩手県	盛岡本庁	32	32	岩手県弁護士会盛岡法律相談センター	H8.5	開設済

252	岩手	盛岡本庁	32	32	無料法律相談		
253	岩手	花巻	3	3	(北上・花巻法律相談センター、無料)	H12.4.3	開設済
254	岩手	花巻	3	3	☆北上ひまわり基金法律事務所	H13.9.13	開設済
255	岩手	二戸	0	1	(久慈市と共催月2回、二戸市と共催月2回、無料)		
256	岩手	二戸	0	1	☆二戸ひまわり基金法律事務所		開設予定
257	岩手	遠野	2	2	(遠野市と共催月2回、釜石市と共催月2回、無料)		
258	岩手	遠野	2	2	☆遠野ひまわり基金法律事務所	H13.8.29	開設済
259	岩手	宮古	1	1	(宮古市と共催月4回、無料)		
260	岩手	宮古	1	1	☆宮古ひまわり基金法律事務所		開設予定
261	岩手	宮古	1	1	☆ひまわり基金・宮古弁護士センター	H14.10.15	開設済
262	岩手	一関	5	5	(一関市と共催月4回、無料)		
263	岩手	水沢	2	2	☆胆江ひまわり基金法律事務所		開設予定
264	秋田	秋田本庁	35	35	秋田弁護士会法律相談センター	H1	開設済
265	秋田	能代	1	1	能代・山本法律相談センター	H10.6.1	開設済
266	秋田	本荘	3	3	本荘・由利法律相談センター	H12.11.2	開設済
267	秋田	大館	3	3	大館・北秋法律相談センター	H12.11.10	開設済
268	秋田	横手	2	2	湯沢・雄勝法律相談センター	H10.10.1	開設済
269	秋田	横手	2	2	横手・平鹿法律相談センター・月2回	H12.12.7	開設済
270	秋田	大曲	4	5	大曲・仙北法律相談センター	H12.11.1	開設済
271	青森県	青森本庁	23	23	青森法律相談センター	H9.10.1	開設済
272	青森県	青森本庁	23	23	青森県弁護士会つづ下北法律相談センター・月2回	H12.10.6	開設済
273	青森県	青森本庁	23	23	☆むつひまわり基金法律事務所		開設予定
274	青森県	五所川原	0	1	西北五法律相談センター	H9.4.1	開設済
275	青森県	五所川原	0	1	☆五所川原ひまわり基金法律事務所	H14.2.12	開設済
276	青森県	弘前	6	7	(弘前支部相談センター・無料)	H9.10.1	開設済
277	青森県	八戸	11	11	(八戸法律相談センター・無料)	H9.10.1	開設済
278	青森県	十和田	0	0	十和田法律相談センター	H9.9.1	開設済
279	青森県	十和田	0	0	☆十和田ひまわり基金法律事務所	H14.12.13	開設予定
280	札幌	札幌本庁	312	316	札幌弁護士会法律相談センター	S49	開設済
281	札幌	岩見沢	1	1	札幌弁護士会南空知法律相談センター	H11.4.8	開設済
282	札幌	滝川	1	1	札幌弁護士会中空知法律相談センター	H11.4.6	開設済
283	札幌	室蘭	4	3	室蘭法律相談センター(仮)		検討中
284	札幌	苫小牧	4	4			
285	札幌	蒲河	1	1	札幌弁護士会ひだか弁護士相談センター	H14.4.19	開設済
286	札幌	小樽	4	4			検討中
287	札幌	岩内	0	0	札幌弁護士会しりべし弁護士相談センター・月4回	H13.4.27	開設済
288	函館	函館本庁	24	25	函館弁護士会法律相談センター	H13.11.5	開設済
289	函館	江差	0	0	ひやま法律相談センター・月1回	H12.4.1	開設済
290	旭川	旭川本庁	27	29	旭川弁護士会法律相談センター	H9.2.4	開設済
291	旭川	名寄	0	0	☆名寄ひまわり基金法律事務所		開設予定
292	旭川	紋別	1	1	☆紋別ひまわり基金法律事務所	H13.4.9	開設済
293	旭川	留萌	0	0	☆留萌ひまわり基金法律事務所		開設予定
294	旭川	稚内	1	1	旭川弁護士会稚内法律相談センター・月1回	H13.9.19	開設済
295	釧路	釧路本庁	13	14	釧路弁護士会法律相談センター・週1回	H11.1.21	開設済
296	釧路	帯広	9	10	釧路弁護士会帯広法律相談センター・月2回	H14.2.7	開設済
297	釧路	網走	0	1	釧路弁護士会網走法律相談センター・月2回	H11.6.11	開設済
298	釧路	網走	0	1	☆網走ひまわり基金法律事務所	H14.2.1	開設済
299	釧路	北見	3	4	釧路弁護士会北見法律相談センター	H15.2.6	開設予定
300	釧路	根室	0	0	釧路弁護士会根室法律相談センター・月1回	H11.2	開設済
301	釧路	根室	0	0	☆根室ひまわり基金法律事務所	H15.3	開設予定
302	香川県	高松本庁	67	71	香川県弁護士会法律相談センター	S63.10	開設済
303	香川県	丸亀	14	14			
304	香川県	観音寺	2	2			
305	徳島	徳島本庁	52	50	徳島弁護士会法律相談センター	H5.12	開設済
306	徳島	阿南	0	0	徳島弁護士会海部郡法律相談センター・月2回	H10.4	開設済
307	徳島	脇町	0	1	徳島弁護士会三好郡法律相談センター・月2回	H10.4	開設済
308	高知	高知本庁	50	52	高知弁護士会法律相談センター	H13.4.1	開設済
309	高知	須崎	1	1	高知法律相談センター-佐川相談所	H14.4.1	開設済
310	高知	安芸	0	0	高知法律相談センター-室戸法律相談所・月2回	H13.6.7	開設済
311	高知	中村	1	2	高知法律相談センター-幡多法律相談所・月2回	H10.6	開設済
312	愛媛	松山本庁	64	65	愛媛弁護士会法律相談センター	H2.10	開設済
313	愛媛	大洲	2	2			
314	愛媛	西条	11	12	愛媛弁護士会東予法律相談センター-丹原相談所・月2回(H	H13.5.1	開設済
315	愛媛	今治	7	8			
316	愛媛	宇和島	5	5	愛媛弁護士会南予法律相談センター-宇和相談所・月1回(H	H13.5.1	開設済

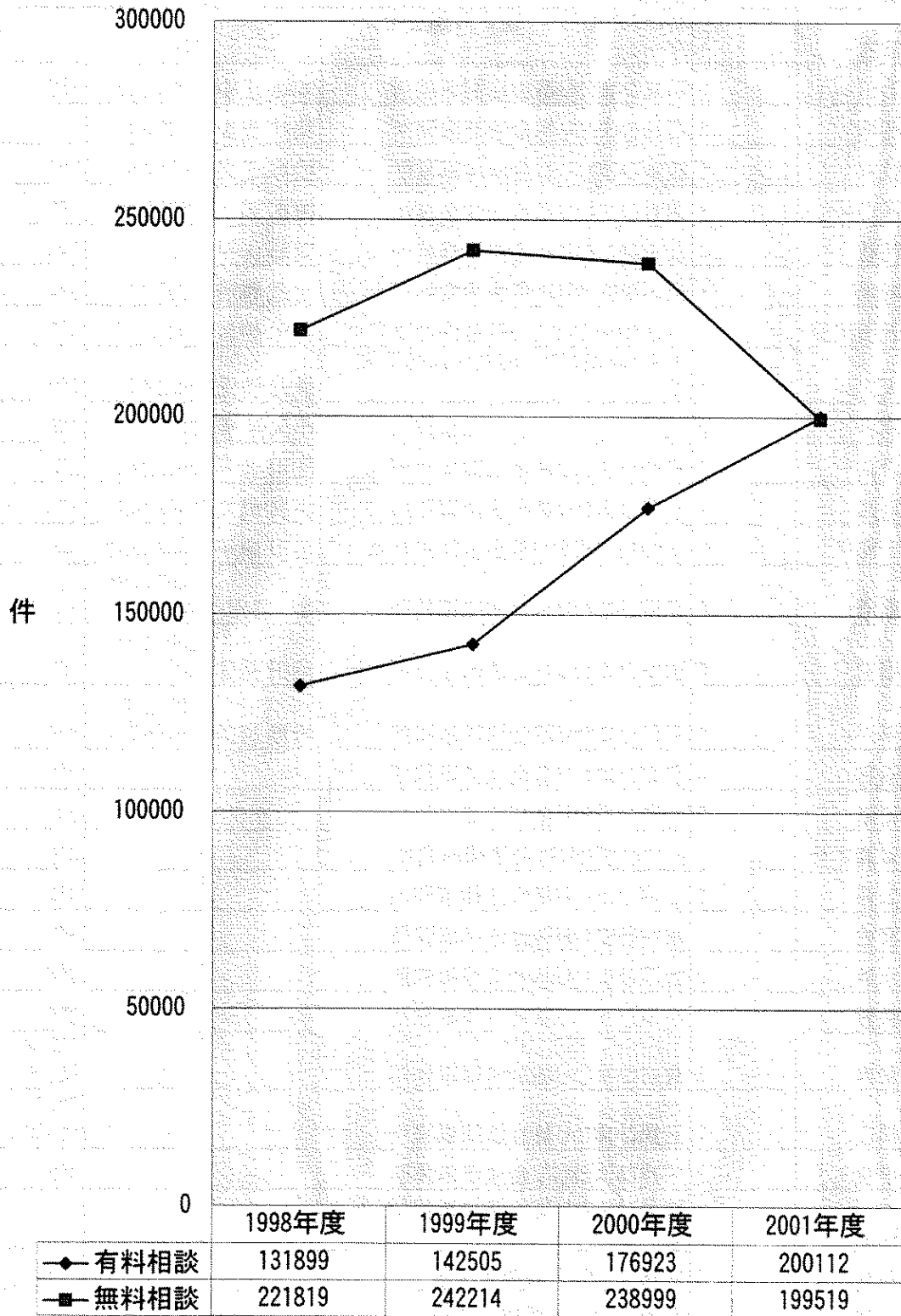
公設事務所の設立状況一覧(2002/10/18現在)

☆は法律相談センター拡充型公設事務所

	弁護士会名	地裁本庁/支部名	支部会員数 H14.10.1	公設事務所名	赴任弁護士名	公設事務所設立年月日	任期
1	長崎県	壱岐	0	☆ひまわり基金・九弁連壱岐弁護士センター		2001.11.15	
2	長崎県	厳原	0	☆ひまわり基金・九弁連対馬弁護士センター		2000.4.3	
3	岩手	宮古	1	☆ひまわり基金・宮古弁護士センター		2002.10.15	
4	島根県	浜田	2	石見ひまわり基金法律事務所	國弘 正樹	2000.6.12	3年
5	沖縄	石垣	3	石垣ひまわり基金法律事務所	藤井 光男	2001.4.1	3年
6	旭川	紋別	1	紋別ひまわり基金法律事務所	松本 三加	2001.4.9	2年
7	岩手	遠野	2	遠野ひまわり基金法律事務所	神木 篤	2001.8.29	3年
8	岩手	花巻	3	北上ひまわり基金法律事務所	安部 洋平	2001.9.13	3年
9	釧路	網走	1	網走ひまわり基金法律事務所	河邊 雅浩	2002.2.1	3年
10	青森県	五所川原	1	五所川原ひまわり基金法律事務所	花田 勝彦	2002.2.12	3年
11	熊本県	人吉	1	人吉・球磨ひまわり基金法律事務所	藁田 啓悟	2002.4.1	2年
12	三重	熊野	2	熊野ひまわり基金法律事務所	小久保 豊	2002.6.10	3年
13	宮崎県	日南	1	日南ひまわり基金法律事務所	吉川 晋平	2002.8.01	3年
14	京都	宮津	1	宮津ひまわり基金法律事務所	由良 尚文	2002.10.1	3年
15	青森県	十和田	0	十和田ひまわり基金法律事務所	面川 典子	2002.12.13	3年
16	長崎県	島原	0	島原ひまわり基金法律事務所	金 昌宏	2003.2(予定)	3年
17	釧路	根室	0	根室ひまわり基金法律事務所	柴田 岳彦	2003.3(予定)	2年
18	長崎県	平戸	0	平戸ひまわり基金法律事務所	相良 勝美	2003.3下旬(予定)	3年
19	旭川	名寄	0	名寄ひまわり基金法律事務所			2年
20	旭川	留萌	0	留萌ひまわり基金法律事務所			2年
21	青森県	青森本庁	23	むつひまわり基金法律事務所			3年
22	岩手	二戸	1	二戸ひまわり基金法律事務所			3年
23	岩手	宮古	1	宮古ひまわり基金法律事務所			3年
24	岩手	水沢	2	胆江ひまわり基金法律事務所			3年
25	福井	敦賀	2	小浜ひまわり基金法律事務所			3年
26	鳥取県	倉吉	3	倉吉ひまわり基金法律事務所			2年又は3年
27	長崎県	福江	1	五島ひまわり基金法律事務所			2年又は3年
28	沖縄	平良	3	平良ひまわり基金法律事務所			3年
29	金沢	輪島	0	輪島ひまわり基金法律事務所(予定)			
30	鹿児島	知覧	0	弁護士会にて設置を決議			
31	鹿児島	鹿屋	1	弁護士会にて設置を決議			

全国の法律相談件数の推移(1998年度～2001年度)

※2001年度データは2002年11月25日現在の集計結果
日本弁護士連合会



第4 裁判官の増員目標

1. はじめに

小泉首相は、2002年（平成14年）7月5日の顧問会議の挨拶で、裁判の結果が必ず二年以内に出るように改革していきたいと切り出した。これを受けて顧問会議は、民事・刑事の訴訟手続について2年以内に第一審における手続を終了させることを盛り込んだ裁判迅速化法案（仮称）を提案した。当初、佐藤座長は記者会見で、二年以内を実現するための制度的基盤整備や人的基盤整備を重視していたが、その後、「充実」よりも「迅速」を優先させた法案化の動きが加速している。しかし、今でも拙速が問題とされている裁判の迅速化がさらに進めば、現在以上に当事者の権利制限や審理の手抜き、さらには誤判につながる危険性が高まるに違いない。迅速な裁判が市民にとって「分かりやすく、頼もしい司法」と積極評価されるためには、充実した審理が行われ、公正で道理にかなった結論が下されるのでなければならない。それには、裁判官の増員を初めとした裁判所の人的物的体制の拡充、言い換えれば司法の基盤整備が不可欠である。

本報告書の冒頭に述べた通り、「地方裁判所の人的容量の不足」は深刻である。事件数の増加に比べて裁判官の人数は少なく、裁判官が忙しすぎて十分な審理がなされていない。横浜の「計画」は、横浜地裁の本庁及び支部の裁判官の手持ち件数を計算した結果200件を越えていると指摘している（73P）。名古屋地裁では、年間一人当たり240件前後の訴訟事件を抱えている（8P）。本庁で250件程度、支部ではそれ以上の件数を抱えているというのが札幌である（9P）。そのため、民事裁判では、午前10時に5件も6件もの弁論事件が入っており、書面の陳述と手短かなやりとりで次回期日を決めるという期日の持ち方が常態化している。証人尋問でも、採用される証人は少なくなり、採用された場合であっても、陳述書を出す側の主尋問は短く制限されている（横浜、埼玉17P）。

大阪の調査によると、検証や鑑定は顕著に減少している。新潟地裁における民事通常事件の平均審理期間は、本庁で8ヶ月、最も長い長岡支部でも10.9ヶ月であり、全体の7割近い事件が原被告といった当事者尋問が実施されていない。はたして当事者の声を十分に聞く裁判所になっているのか、審理が尽くされているのかという疑問がある（新潟35P）。

新民訴法は、一審の強化充実を意図して制定されたが、充実した審理が行われているとは到底言えない。福島地裁郡山支部では事件数に比べて裁判官が少ないため（平成10年度民事新受件数で見ると郡山支部の656件は、

福島本庁の491件より多いが、裁判官は本庁8人より少ない5人である)、平成10年の未済件数が490件になった(福島10P)。裁判官が常駐しないため週に1、2回しか裁判が行われない支部がある(徳島地裁阿南支部、脇町支部)。

刑事裁判の多くは、自白単独事件であるが、これらは二年どころか、1、2回の審理で結審しており、そのうちのかなりが、1回で結審している。しかも、1回の公判に要する時間は40分とか45分でしかない(横浜、岐阜、埼玉17P)。検察官の冒頭陳述は短くなっているし、同意書面の要旨の告知は早口で証拠の標目を読むだけに近い被告人が聞いていても、自分がどのような証拠によって裁かれているのか理解できないだろう。情状証人を二名申請するといやな顔をされたり、時間制限されることも少なくない。弁論要旨はいくら長くても良いが、陳述は5分にして欲しいと言われることもある。こうした刑事裁判が被告人にどれだけの感銘力を与えているだろうか。国民から付託された刑事司法の使命とは何か、に立ち帰って考えると、現在の刑事実務が使命を果しているとは考えられない。

家事調停が合意に達しても、裁判官がかけもちであるため、長時間待たされることがある(長野51P)。

奈良では、本庁の裁判官10人全てが地家裁、奈良簡裁の裁判官を兼務している他、五条支部の1人しかいない裁判官は同支部の地家裁、簡裁を兼務するだけでなく、葛城支部、家裁吉野支部裁判官も兼務している。こうしたことから、支部や簡裁では裁判官の在庁日が少なく、各事件の開廷日や調停期日が週一回あるいはそれ以下のところもある。特に、奈良家裁吉野出張所は、裁判官在庁日が月に2日でしかない(奈良5P)。

民事裁判にせよ、刑事裁判にせよ、家事にせよ、裁判実務は、ぎりぎりに切り詰めたところで行われており、個々の裁判官が十分な審理を尽くそうと努力しても物理的に限度があるというのは我々弁護士の偽らざる思いである。

これまで、日弁連では、裁判官の増員の必要を言っても具体的な数値目標をあげてこなかった。司法制度改革審議会は、裁判官の増員についてその必要性を認めながら、数値目標を示さず、10年間で500名増というきわめて控えめな最高裁の意見を紹介したにとどまる。

裁判官増員は司法改革の目玉の一つであるにもかかわらず、これに正面から取り組む論点設定がされないまま推移しているなかで、司法改革実現本部第三部会(地域司法計画部会)は、思い切って、民事裁判を中心に裁判官増員の具体的目標を定めることにした。1900件の民事訴訟事件の調査結果をまとめた「民事訴訟の計量分析」に基づいて1事件当たりに要する時間を

算定し、民事裁判官が執務時間内で事件処理をするためには裁判官1人当たり年間新規受件数を何件とすることが適切かを算出するという方法で全国の地方裁判所及び家庭裁判所において必要となる裁判官数を出し、全体として裁判官の増員目標を提言することとした。これは、日弁連として初めての試みである。この提言は、迅速化法案が急速に焦点化してきた今日、まずもって、司法基盤の整備が急務であることを明らかにするであろう。

2 必要裁判官数の計算方法

(1) 民事部裁判官の算定方法

上記「民事訴訟の計量分析」の数値をもとに、現在の民事訴訟で人証採用や検証などが極端に制限されている状況を改めることとして、記録検討や判決起案を含めた1事件の処理に必要と考えられる時間数を計算すると661分となるので、裁判官が年間で民事訴訟事件に使用できると考える6万6150分をこれで割ると裁判官1人あたり年間新受可能件数は100.04件となる。

そこで、平成10年度司法統計に表れた各地裁本庁支部別の年間新受件数を100.04で割った数値が必要裁判官数(A)となるが、これは全て単独事件とした場合の数値であるので、本庁及び合議を行うと考えられる支部につき、合議事件の右陪席分加算として0.25を加えた1.25倍の数値をもって必要な民事判事数とし、判事4名に1名の割合の判事補数を加えて民事裁判官数とした。

(2) 刑事部裁判官、家裁裁判官の算定

刑事部と家庭裁判所については民事事件のような詳細な統計数値がないので、現状で刑事部裁判官数が大ざっぱに民事部裁判官の4割と考えられることから、上記民事裁判官数の3分の2に相当する上記必要裁判官数(A)の6割($0.4 \div 2/3$)とし、家庭裁判所については、刑事部の2分の1に相当する3割とした。

なお、現在裁判官が非常駐となっている支部についても、必ず1名は常駐すべきと考えて、どんなに事件数の少ない支部についても1名の裁判官を配置することとした。その他の詳細は、別紙「地裁・家裁裁判官の必要人数の試算」を参照されたい。

3 算定結果

以上の結果、全国の地方裁判所・家庭裁判所に必要な裁判官数を算定すると4116名となり、現在の地方裁判所・家庭裁判所の裁判官数である約1850名と比較すると2.2倍の裁判官が必要となる。もっとも、各地裁すべ

てで倍2.2倍の増員が必要と言うものではなく、地域ごとのばらつきがある。たとえば、東京地裁八王子支部の裁判官数は判事18人、判事補11人合計29人であるが、部会案では民事が判事47人、判事補17人合計59人、刑事が22人、合計81人である。これは、2.79倍である。やはり、人口急増地域の横浜地裁相模原支部では、地家裁裁判官の現状5人に対して、部会案は15人、つまり3倍増の提言である。同じく急増地域のさいたま地裁越谷支部の裁判官数は6人であるが、部会案では22人、つまり3.6倍増である。これに対し、盛岡地家裁本庁の裁判官数は、現状9人に対し、部会案は14人である。山形地家裁の裁判官は現状11人であるが、部会案では19人である。和歌山地裁すべての裁判官は15人であるが、部会案は27人である。水戸地家裁全ての裁判官は平成12年で33人であるが、部会案は59人である。

高等裁判所についても算定していないが、地方裁判所・家庭裁判所同様倍増以上となるような大幅増員が必要である。

4 意見照会結果と提言

日弁連は、2002年（平成14年）6月28日、全国の単位会に上記意見照会を行ったところ、同年12月21日までに、30の単位会から回答が寄せられた。

その回答内容を見ると、部会案をベースにして、1～2名増減などの微調整を求める程度で、概ね部会案を支持する回答が多かった。兵庫、岐阜は、提案以上の三倍増員を求める計画を作成していたが、今回の回答では、提案を支持した。これに対し、横浜・静岡県・滋賀・岡山・山形県の各弁護士会からはこれでは不十分であり、さらなる増員が必要との試算が出されており、その反面で旭川弁護士会からは支部には常駐は不要との意見が出されている。

(1) そこで、以上の回答結果をふまえ、日弁連司法改革実現本部第三部会としては、全国的な最低基準の要求として、早期に現在の裁判官数を倍増すべきであるとの意見を申し述べる。そして、それだけの増員を可能にする予算措置を講じるよう提言する。

(2) 個別の裁判所について、日弁連部会案が実情に合っていないと指摘するところもある。福岡県弁護士会は、福岡地裁飯塚支部は筑豊地区の機能的役割を果たしており、刑事事件の平成13年度新受件数が423件と民事新受件数の3倍弱あることから、現状3を4に増やす部会案では不足は解消できず、7名にすべきであるとしている。横浜弁護士会は、横浜家裁の本務裁判官は、川崎支部5人、横須賀支部2人、小田原支部3人、相模原支部2人で

あるが、部会案では、これを下回る川崎支部3人、横須賀支部1人、小田原支部2人とされているので提言としては少な過ぎると指摘している。いずれも妥当なので部会案を修正する。

(3) 支部に裁判官が常駐しないところでは、常駐できるようにして欲しいと訴える会が多い。富山地裁魚津支部では、本庁から判事補がやってくる週2回しか法廷が開かれない。富山県弁護士会は、同支部への裁判官の常駐を求めている。金沢地裁七尾支部、輪島支部への常駐を求める金沢弁護士会、徳島地裁阿南支部、脇町支部では、本庁から裁判官がやってくる週に2回しか法廷が開かれない。山形弁護士会は、山形地裁新庄支部に裁判官の常駐を求めている。

(4) 常駐する裁判官が1人であるため、病気になった場合の体制が本庁でも十分に取れる状態でなく、半年で3人も裁判官が交代し、期日がなかなか入らなかったところもある(前橋地裁太田支部)。山形弁護士会は、支部に最小単位の一人ではいけないとして2倍増を求めている(11P)。さらに、支部における兼任問題の解消が必要であるとして、支部にも3人の裁判官を配置するよう提言する会もある(秋田)。

(5) 単に増員を求めるだけでなく、廃止された裁判所の復活を求める会がある。秋田地裁湯沢支部の復活を求める秋田弁護士会、4支部が廃止されたことの今日的意義を考えようと提起する新潟県弁護士会、金沢家裁羽咋出張所や羽咋簡裁の復活を求める金沢弁護士会、和歌山地裁妙寺支部の復活を言う和歌山弁護士会、岡山地裁笠岡支部、高梁支部、勝山支部の復活を求める岡山弁護士会8P、大阪府北部と東部に支部を新設するよう提言する大阪弁護士会など。地域住民に法的サービスを提供するために、支部を復活させ、そこに増えた裁判官を投入すべきであろう。

(6) 裁判所の新設を主張する会が少なくない

京都南部の京田辺市に支部新設を訴えるのが京都(23P)、兵庫県三田市に支部新設を訴えるのが兵庫(4P)、甲西・栗東地区及び今津地区に地家裁支部の新設し、現在ある彦根、今浜支部を統合して合議のできる裁判所を新設するよう提言するのが滋賀弁護士会である。横浜弁護士会は、100万人都市である川崎市の北部及び横浜市の人口急増地域に簡易裁判所を新設するよう提言する(104P)。

(7) 合議事件を審理できるように主張する会が多い。横浜地裁相模原支部、さいたま地裁越谷支部、秋田、盛岡地裁一関支部、かつて合議事件が行われていた前橋地裁太田支部・桐生支部、山形地裁米沢支部、鶴岡支部などで合議が出来るようにすべきであると主張されている。

- (8) 高裁の支部設置を求めるところもある。東京高裁新潟支部設置を求める新潟弁護士会（78P）、東京高裁静岡支部の新設を求める静岡弁護士会（14P）である。
- (9) 家裁出張所があっても裁判官が常駐しないため申立てを受け付けるだけであったり、月に2回にしか調停期日が入らない実状にあると指摘して裁判官の大幅増員を主張する会もある（新潟）。
- (10) 福岡地裁小倉支部や、東京地裁八王子支部の本庁昇格が主張されている（福岡15P、多摩12P）。年末に出された東京多摩地域における地域司法計画は、裁判官や職員の大幅増員を訴えており、前述した通り八王子支部の裁判官を81人に増員すべきであると主張する部会案は支持されているものと思われる。先に見たように、東京地裁八王子支部の裁判官は29人、職員168人であるが、事件数において若干事件数の多い名古屋地裁の裁判官が40人、職員が351人、事件数において八王子支部より少ない京都地裁では裁判官35人、職員数231人であるのと比較すると著しい格差を付けられている。事件数に比べ、八王子支部の裁判官数は極めて少なく、裁判官のみならず書記官等の職員は超多忙であり、ノイローゼに陥るものもあると東京多摩地域における地域司法計画では指摘されている。
- (11) 更に、過疎地における巡回裁判所や夜間裁判・夜間調停を実施するよう提言する会もある。岐阜23P、巡回裁判所については京都21P、兵庫4P、静岡14Pは出張裁判所というが同じ趣旨だろう。夜間裁判所は静岡15Pも主張している。このように、裁判官の大幅増員は、裁判所の配置の見直しにつながっていく。
- (12) 東京地裁本庁における裁判官増員
東京地裁本庁では、民事50部の中19部が専門部または集中部となっており、そこでは迅速な訴訟指揮を掲げ、計画的・集中的証拠調べ等を意欲的にやっている。その点で、他の地裁と同じ方式で裁判官数を計算してよいか問題となりうるが、専門部における充実した審理が行われているか、についてそれぞれに問題を指摘する声は少なくない。また普通部にあっても全国のリーディングケースになるような重大事件が少なくなき、より一層丁寧な審理が期待される。そうすると、東京地裁本庁においては、そうした実情に即した調査と分析、理由付が必要であるとしても、部会案程度の裁判官数の増加がなお求められていると言えよう。

5 この裁判官増員で裁判はどう変わるか

提言にしたがって裁判官増員が実現した場合、裁判はどう変わるか。

(1) 裁判の充実

1人で年間100件を処理する前提であり（ちなみに最高裁も審議会に提出したプレゼンテーションで年間130件程度にすることを想定）、前述したような審理の切り捨てはなくなり、裁判当事者あるいは被告人の納得がいく審理をしてもらいやすくなる。

(2) 兼務の解消

現状では、地裁の裁判官の多くが家裁の裁判官を兼務している。そのため、証人尋問の途中で少年の身柄事件が入ったりすると、尋問をそこそこで切り上げなければならなくなったり、家事調停で当事者の合意ができて、地裁の裁判が終わるまで待機させられることがある。しかし、提言に従った増員が実現すれば、高した弊害はかなり解消される。

(3) 非常駐支部への填補の解消

現状では、裁判官が常駐しない地家裁支部がかなり多く存在する。そうした支部では、本庁や他の支部から裁判官が填補でやってきて事件を処理している。提言によれば、裁判官が常駐しない支部はなくなる。したがって、他の裁判所からの填補はなくなり、裁判官は本務での仕事に専念することができる。

6 増員裁判官の給源

静岡での実務担当者会議でも指摘されたことだが、増員の給源をどこに見るか。量的増員が官僚裁判官の再生産になることは避けなければならない。最終的には法曹一元の実現を求めることに帰着するであろうが、それまでは、弁護士任官の大幅増員に日弁連及び単位会が取り組み、判事補を受け入れる有力な法律事務所を増やすなど、弁護士会や弁護士の自覚的取り組みが一層必要となるであろう。

以上

(別紙)

2002年6月

地裁・家裁裁判官の必要人数の試算

日弁連司法改革実現本部
地域司法計画部会

〔要約〕

この試算の考え方(要約)及び試算により算出された必要人数の合計は、次のとおりである。また、この試算によって算定した各地の裁判所ごとの必要人数は別表のとおりである。

第1 民事部裁判官の必要人数 小計2641名 (考え方)

裁判官が1年間に民事事件処理に使える総時間(年間1102.5時間)を出し、これを1事件の処理に要する平均所要時間(約11時間)で割って、1裁判官が1年間に処理できる事件数(100件)を出し、これを基に、各地の地方裁判所が年間に受ける民事事件を処理するのに必要な裁判官の人数を算定した。これに、合議事件をするための人数と未特例判事補を加えて、各地裁民事部裁判官の必要人数(計2641名)を算定した。

(解説)

1. 1事件の処理に要する平均所要時間 平均661分(約11時間) (間)

次の①記載のように、調査結果を基に現在の1事件あたりの平均所要時間を算出し(平均490分)、それに、次の②記載のように、必要と思われる証人尋問や検証を行うという修正を加えて、当面あるべきと思われる1事件あたりの所要時間(平均661分、約11時間)を算出した。

① 現在の事件処理を前提とした場合 平均490分(約8時間10分) (説明)

- ・ 調査結果を基に、1事件あたりの平均所要時間を算定すると、

期日開催の時間は、105分（2時間弱）である。

- ・ 準備書面などの検討，証拠の検討，法令・判例の調査，判決起案などは，期日開催時間を3としたとき，7と想定する（245.2分）。
- ・ 合計350.3分
- ・ 調査で漏れた長期未済事件が1割あるので，その所要時間を5倍（30時間弱）として修正すると，平均所要時間は，490.4分（8時間10分）となる。

- ② 必要な調べを切り捨てずに最低限必要と思われる審理をする場合
平均661分（約11時間）

（説明）

現在の人証実施事件の1件あたりの平均人証数は2.17人であるが，人証調べをしなかった事件の中にも少なくとも1～2名の人証調べをすべきと思われる事件があるということもあり，人証調べをする事件では，平均して原告被告各1名，証人双方各1名の計4名を調べることを平均とすべきと考える。

検証も，交通事故事件，不動産事件の1割で実施することとする。

2. 裁判官が1年間に民事事件処理に使える時間 年間6万6150分（約1102時間）

次に，裁判官が1年間に民事事件処理に使える時間（年間1102.5時間）を算出し，これを前述の1事件あたりの所要時間で割って，1裁判官が年間に処理できる事件数（100件）を出した。

（説明）

- ① 年間1575時間（分にすると年間9万4500分）
- ② 会議，研修に1割をさくと 年間8万5050分
- ③ 破産・保全・執行に2割をさくと
通常事件の審理に使える時間は 年間6万6150分

（注）なお，大規模庁では，破産，保全，執行は専門部の裁判官が担当するが，その場合は専門部に通常部の裁判官の23%に相当する数の裁判官が配置されており（東京地裁），小規模庁を前提にした上記モデルで破産・保全・執行に通常事件の25%を割くのとあまり変わらないので，大規模庁も含め，上記モデルで計算する。

3. 1人の裁判官が1年間に処理できる事件数 100件

2項記載の裁判官が1年間に民事事件処理に使える時間である6

万6150分を、1項記載の1事件処理に要する平均所要時間の661分で割ると、1人の裁判官が1年間に処理できる事件数は、100件となる。

4. 各裁判所の事件を処理するのに必要な裁判官数 別表

各地裁本庁支部に来る事件数（平成10年）を、1裁判官が年間に処理できる事件数（100件）で割って、その裁判所に必要な裁判官数を出したのが、別表の最初の「必要数」である。端数を切り上げて人数として記載したのが、別表の「民事単独裁判官」である。

5. 合議体による審理をするために必要な人数（加算）

合議部による審理をする必要があるので、単独事件だけで計算した場合の人数に、合議事件については各1名分を加算した。

また、未特例判事補については、合議加算をした地裁本庁・支部において、判事・未特例判事補4名に1名の割合で加算する。

6. 民事部裁判官の必要人数 小計2630名

以上の結果、地裁民事部裁判官は、判事で2140名、判事補501名、合計2641名が必要という結果となる。

第2 刑事部裁判官の必要人数 小計989名

現状が、刑事部裁判官数は民事部単独裁判官数の約6割（民事部裁判官数全体の約4割）と考えられることから、端数切り上げ前の民事単独裁判官の6割として算定した。

必要な刑事部裁判官合計は、989名となる。

第3 家裁裁判官の必要人数 小計486名

現状が、家裁の裁判官数は民事部単独裁判官数の約3割と考えられることから、切り上げ前の民事単独裁判官の3割として算定した。必要な家裁裁判官数は、486名となる。

第4 まとめ 合計4116名

地裁（民事，刑事）（判事補含む）及び家裁の必要な裁判官合計数は、4116名となる。

現在、地裁と家裁の裁判官数は約1850名であり（高裁の裁判官を加えて2120名）、おおむね現在の2倍強の人数への増員が必要であると思われる。

〔 本 文 〕

1 試算の目的と概略

司法制度改革審議会では、裁判官の増員という方向は打ち出されたものの、抽象的な形にとどまっており、今後、どの程度の増員がされるかはこれからの課題となっている。

そこで、現在の事件数との関係で各地裁本庁・支部ごとに地裁民事単独裁判官の必要人数を算定し、その上で地裁民事部裁判官、同刑事部裁判官、家裁裁判官の必要人数を算定しようとするのが、この試算の目的である。

調査結果を基に現在の事件処理を前提とした場合の1事件あたりの平均所要時間を算出し、それに、必要と思われる証人尋問と検証を実施するという修正を加えて、当面あるべきと思われる1事件あたりの所要時間（平均661分）を算出した。

他方、裁判官が1年間に民事事件処理に使える時間（年間1102.5時間）を算出し、これを前述した1事件あたりの所要時間で割って、1裁判官が年間に処理できる事件数（100件）を出した。

そして、各地裁本庁支部に来る事件数を、1裁判官が年間に処理できる事件数（100件）で割って、さらに判事補と合議体審理に必要な裁判官数を加えたうえで、それぞれの地裁本庁支部ごとの必要な裁判官数を算出した。

2 資料

地裁支部ごとの新受件数などについては、司法統計年報の平成10年度版を利用した。地裁支部ごとの新受件数は、民事通常事件、人事事件、手形事件、控訴事件、再審事件、行政事件の合計を利用した。

また、1事件処理に要する時間の前提となる資料は、基本的に民事訴訟実体調査研究会の編集にかかる「民事訴訟の計量分析」（商事法務研究会発行、2000年2月28日発行初版第1刷）に示されている数値を利用した。

3 裁判官の民事訴訟処理に利用できる年間時間の算定

(1) これについては、裁判官の現在の通常の執務時間と思われる午前9時から午後5時まで、昼休み1時間を除いた1日7時間、土日休みの週5日で計算した。また、年52週のうち、年末年始の1週間、夏期休廷期間の3週間、元旦を除く祝日の14日を換算した2週間、病気その他私用での欠勤として1週間の合計7週間を除いた45週で計算した。

その結果は、45週×5日×7時間＝1575時間であり、以後の計算単位を便宜

上、分で統一するために分に換算すると9万4500分となる。

(なお、年間1575時間の条件は、民間企業の実態などに比べて良すぎるという意見もありうるが、残業を前提として労働者数を抑えている民間の労働実態こそ改めるべきであると考えられること、ドイツの裁判官の1年間の推定勤務時間は1345時間とされていることなどから、前記数値を用いた。)

(2) ただ、これがすべて民事訴訟の処理に利用できるわけではない。

すなわち、裁判官会議などの内部の会議、弁護士会などとの1審強化協議会などの会議、その他内部の研修などもあると思われるので、それに1割の時間をさかれると考えると、9割として計算すると8万5050分となる。

(3) また、東京、大阪など、破産部、保全部、執行部が特別部として存在する裁判所については、この時間を基礎とすることもできるが、中・小規模庁のように特別部がないところでは、民事裁判官が訴訟事件以外に破産、保全、執行事件も処理するので、これにさかれる時間を上記9万4500分の2割と考え、7割である6万6150分を民事訴訟事件処理に利用できる年間時間とする。

4 「民事訴訟の計量分析」の基になった調査方法とその結果

1事件あたりに要する時間数については、前記「民事訴訟の計量分析」に示された数値及びその基礎となった数値を基に推測する。この調査は、全国8カ所の高裁所在地の地裁本庁において、1995(平成7)年に実施され、基本的には平成3年新受事件の既済事件のうち200件、但し、東京と大阪については350件の確定記録に基づいて調査したものである。

したがって、「これによって1、2割程度の長期審理事件(審理期間が控訴・上告も入れ3年半以上のもの)は調査対象から排除される結果となる」(前記14ページ)。

まず、全体について、平均審理日数は221.9日(7.4カ月)で、平均期日数は4.9日、人証実施件数は566件(全調査事件の29.8%)、人証実施事件1件あたりの平均人証数は2.17人となっている。

次に、「答弁あり事件」と「答弁なし事件」とにわけると、「答弁あり事件」が1167件(61.4%)、「答弁なし事件」が730件(38.4%)、不明が3件となっている。

「答弁なし事件」の終局区分では、判決が458件、和解が65件、取下が198件となっているので、その大半が欠席判決と第1回期日前を含めた早期の取下事件であることがわかる。

このように、「答弁なし事件」が全体の3分の1以上を占めることが、平均審理時間の算定にあたって平均値を大きく引き下げる要因となり、弁護士の

感覚からすれば平均審理時間が短すぎるという印象を与える結果となっている。

なお、全調査事件の終局区分で見ると、判決が 888 件 (46.7%)、和解が 655 件 (34.5%)、取下げが 326 件 (17.2%)、その他が 31 件 (1.6%) となっている (以上の数値は前記 31 ページ表 2-1-2-2, 2-1-2-3 より)。

1 事件あたりの所要時間算定のためには、狭義の弁論、人証調、和解、弁論兼和解 (旧法)、検証など期日の種類ごとに 1 事件あたり平均何回開催しているかを調査し、それぞれについて 1 期日あたりどの程度の時間を要するか推定して合計所要時間を算出し、それに記録検討、判決起案などのいわゆるデスクワークに要する時間を加えて算出することになる。そこで、これらの基礎となる数値を拾い出す。

なお、人証調については、1 期日あたりの時間よりも人証 1 人あたりの時間を推定するほうが感覚的にもわかりやすいので、1 期日あたりの時間ではなく、人証 1 人あたりの時間を用いるものとする。

ところで、各手続ごとの期日の回数については、「民事訴訟の計量分析」には直接出ていないので、その他の数値から推測するしかない。関係しそうな数値としては以下のものがあげられる。

まず、和解期日推定のもとにできると思われるものとして、和解勧告率とその前提としての和解勧告事件数が出ている。

和解勧告事件数 (ここには和解勧告と記載のある事件のほか、弁論兼和解がなされた事件も含む) は、各地裁別にしか出ていないので、それを合計すると 802 件 (全調査事件の 42.2%) となる (前記 306 ページ表 3-6-1-1 下段部分)。

また、和解に関しては、計量分析 310 ページでは、和解勧告事件 1 件あたり平均和解勧告回数が出ており、平均で約 3 回、弁論兼和解を含めると平均約 1 回増加となっている (前記 310 ページ)。

それ以外に関係しそうな数値としては、裁判所外で行われることの可能性が高い検証であるが、これは実感どおり実施件数が少なく、わずか 29 件 (全調査事件の 1.5%) にとどまる (前記 296 ページ)。

5 平均期日数の推定

そこで、以上の数値をもとに、全調査事件平均 4.9 回となっている期日の内訳を推定する。

まず、和解及び弁論兼和解期日数及びについて検討する。

上述のように、和解及び和解兼弁論実施事件数が 802 件のうち、和解勧告

事件の1事件あたり和解勧告回数が平均約3回となっており、和解兼弁論を併せると、さらに1回くらい増加するとあるので、このうち低い方の数値である3回を和解期日数とした。

なお、ここで用いた和解期日数は和解実施事件1件あたりについて考えているので、全調査事件1900件の平均を出すためには、これに和解実施率42.2%をかけなければならず、1事件あたり平均和解及び弁論兼和解期日は $3回 \times 0.42 = 1.266$ 回となる。

次に、人証調期日については、2.17人で2回と考え、これに実施率0.298をかけると1事件あたり平均人証調期日は0.596回となる。

検証期日については、1事件で2回以上とは考えにくいので、1事件1回とすると、1事件あたり平均検証期日は $1回 \times 0.015 = 0.015$ 回となる。

また、判決期日も判決事件1件1回となるので、 $1回 \times 判決率 0.467 = 0.467$ 回となる。

上記以外は狭義の弁論期日と考えても差し支えないと考えるので、平均期日4.9回からこれらの合計2.345回を引いた2.555回が狭義の弁論期日と考えられる。

6 期日開催時間の算定について

まず、狭義の弁論期日については、現在行われている弁論準備のように一定の時間を要するものもあるため、一応1回10分と考えると、 $10分 \times 2.555回 = 25.6分$ となる。

和解及び弁論兼和解期日については、1回30分と考えると、 $1.267回 \times 30分 = 38.0分$ となる。

人証調期日については、前述のように1期日あたりの時間ではなく、人証1人あたりの時間で算出する方が適切であるので、人証1人あたり60分と考えると、 $人証実施率 0.298 \times 平均人証数 2.17人 \times 60分 = 38.8分$ となる。

検証については、一応29件すべてを現地検証と考え、1事件あたり移動時間も含めて180分と考えると、 $180分 \times 0.015 = 2.7分$ となり、これらを合計すると調査事件1事件あたりの期日開催時間の平均は105.1分(2時間弱)となる。

7 1事件あたりの所要時間

期日開催時間以外に、デスクワークに属する訴状や準備書面の検討、法令、判例などの調査、証拠の検討、和解条項や判決起案などに要する時間が必要となる。